

○茨城県立医療大学教授会規程第3条第1項第3号に基づき学長が定めるものについて

平成27年3月18日

学 長

茨城県立医療大学教授会規程第3条第1項第3号に基づき、教育研究に関する重要な事項で、学長が決定を行うに当たり、教授会の意見を聴くことが必要なものは、次のとおりとする。

- 1 進級判定に関すること。
- 2 学生の表彰及び懲戒に関すること。

なお、この通知は、平成27年4月1日から適用する。